

所管部課名	農林水産部農政課							
事務事業名	農業施設等整備事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領							
補助経過年数	21年以上							
平成27年度 予算額	20,609 千円	国県支出金 19,254 千円	その他 千円	一般財源 1,355 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数（団体/年）		2	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	農業者の組織する団体、市町村、農業協同組合							
補助対象経費	被覆施設・洗浄施設							
補助対象事業・活動の内容	桜島降灰に伴う農作物の被害を防ぎ、農業者の経営安定を図るため、被覆施設・洗浄施設の整備を実施する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	事業費の70%以内（国県：65%以内、市：5%以内）							
上記項目の積算方法	市の補助率は、合併以前の旧4町の補助率を継承							
補助を受ける 過去3カ年の事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	19,627,200	30.0%	0		14,456,959	30.8%
		自己負担	19,627,200	30.0%			14,456,959	30.8%
		事業収入		0.0%				0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%				0.0%
		市補助金	45,792,000	70.0%	0		32,499,000	69.2%
		（前年度繰越金）		0.0%				0.0%
	計	65,419,200	100.0%	0		46,955,959	100.0%	
	支出	事業費	65,419,200	100.0%	0		46,955,959	100.0%
		人件費		0.0%				0.0%
		その他事務費		0.0%				0.0%
				0.0%				0.0%
				0.0%				0.0%
				0.0%				0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%				0.0%
		計	65,419,200	100.0%	0		46,955,959	100.0%
	支出計/前年度支出計				0.0%		0.0%	
自己資金/前年度自己資金				0.0%				
翌年度繰越金/市補助金		0.0%				0.0%		
交付件数		2		0		2		
成果指標の推移①		2		0		2		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	平成24年度より、国県補助率が、70%から65%に変更になった。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の担い手が確保できることで、食料の安定供給、農村環境の保全、地域の活性化が図られるため
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①県から事業採択を受けた事業を実施している。 ②農業経営を安定させるためには、経営改善に必要な機械や施設等の投資が必要となるため
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家が減少する中、担い手農家の確保や安定した食糧供給、農地保全等が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	県が定めた補助率である。また、市の補助金も著しく妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	経営改善を図る際、機械・施設の導入が必要な時にのみ事業を実施している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業は、地域に密着した職業であり、地域活動（環境保全作業等）を含め地域の活性化に貢献している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	国・県事業の目的に該当するものを対象としており、市がその支援としてとして補助することは、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は、補助事業要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	〈上記方向の理由〉 農家の減少や高齢化など担い手不足が早急の課題となっており、優れた担い手の育成及び確保は農業の発展だけでなく地域社会の活性化を図る上で重要な課題となっている。		〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領

第1 趣 旨

火山の爆発に伴う降灰等により、活動火山周辺地域において農作物等の被害が発生し、農業経営に多大な影響を及ぼしている。

このような事態に対処して、農業者の経営の安定を図り、併せて地域農業の健全な発展を図るため、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域において、各地域の実態に応じ、防災営農対策事業を総合的に実施する。

第2 事業の対象地域

この事業は、原則として、活動火山対策特別措置法に基づき作成した防災営農施設整備計画において、対象地域として定められている地域を対象として実施するものとし、その地域について、被害激甚地域及び一般地域を知事が定めるものとする。

第3 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、原則として、市町村、農業協同組合、土地改良区又は農業者の組織する団体とする。

第4 事業の種類及び内容

この事業の種類は、次のとおりとし、その実施基準は、別表に掲げるとおりとする。

- 1 降灰地域土壌等矯正事業
- 2 降灰防止・降灰除去施設等整備事業
- 3 特認事業

第5 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、知事が別に定めるところにより、活動火山周辺地域防災営農対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 事業実施計画の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施地区
 - (2) 事業実施地区の農業概況及び事業実施の必要性
 - (3) 事業に関する具体的な計画
 - (4) その他この事業の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、提出された事業実施計画が事業の採択基準を満たし、かつ、その計画が農業者の経営の安定に資するものである場合は、所管する地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
- 4 知事は、事業実施計画が次の要件に適合すると認めた場合は、当該事業実施計画が適当である旨の承認を行うものとする。
 - (1) 事業実施計画の内容が当該地区の農業の条件からみて農業者の経営の安定に資するものであること。
 - (2) 事業実施計画に基づく事業が、技術的、経済的等の見地からみて妥当なものであること。
 - (3) 当該地区に係る土地改良事業等の事業で実施中又は調査計画中のものがあるときは、これと有機的な関連をもって実施するよう配慮されているものであること。
 - (4) 事業実施主体は、この事業の実施に対する意欲と能力を有し、当該事業が効果的に実施されると見込まれるものであること。

- 5 別に定める重要な変更を行う場合についても、1から4までの規定を準用するものとする。

第6 助言指導

県及び市町村は、実施指導体制を整備し、この事業が円滑に実施されるよう、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

第7 助 成

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる経費を助成するものとする。

- 1 被害激甚地域は、第5の4の承認を受けた事業実施計画に基づく事業の実施に要する経費（以下「事業に要する経費」という。）の100分の75以内
- 2 一般地域は、事業に要する経費の100分の65以内

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から5年間、別に定める様式により、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施状況の報告及びその改善等の指導結果を、別に定める様式により地域振興局農林水産部長に報告するものとする。
- 3 地域振興局農林水産部長は、市町村等に対する指導及び改善等の状況を、別に定める様式により農政部長に報告するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

なお、国の財源を活用してこの事業を実施する場合にあつては、この要領のほか、その財源に係る次官通達等に定めるところによる。

付則

- この要領は、平成18年4月1日より施行する。
この要領は、平成19年4月2日より施行する。
この要領は、平成20年4月1日より施行する。
この要領は、平成21年4月1日より施行する。
この要領は、平成22年4月1日より施行する。
この要領は、平成24年4月2日より施行する。

別表－２

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施基準（実施要領第４の２の関係）

事業種目	事業細目	事業実施主体	事業の内容	採 択 基 準
降灰防止 降灰除去 施設等 整備事業	畑 地 かんがい 施設整備	市町村 農業協同組合 農業者団体	この事業は、畑地かんが いにより降灰等の被害を防 止し、作物の品質確保と生 産の安定を図るため、次に 掲げる施設等を整備する 事業とする。 (1) 水 源 施 設 (2) 貯 水 施 設 (3) 送 水 施 設 (4) 配 水 施 設 (散水施設を含む。)	1 受益面積は、おおむね１．５ヘクタ ール以上とする。 2 １地区当たりの総事業費が、５０ 万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満 たしていること。 4 ただし、国の財源を活用して実施 する場合は、国が定める要件を満た すものであること。
	降灰地域 茶 安定対策	農業協同組合 農業者団体	この事業は、降灰汚染茶 の混入による品質低下を防 止し、茶生産農家の経営安 定を図るため、次に掲げる 施設等を整備する事業とす る。 (1) 茶生葉洗浄施設 (2) 摘採前洗浄施設	1 受益面積は、おおむね１．５ヘクタ ール以上とする。 2 １地区当たりの総事業費が、５０ 万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満 たしていること。
	降灰地域 たばこ 安定対策	農業者団体	この事業は、たばこの立 毛洗浄により降灰被害によ る品質低下を防止し、たば こ耕作農家の経営の安定を 図るため、次に掲げる施設 等を整備する事業とする。 たばこ洗浄施設	1 受益面積は、おおむね１．５ヘクタ ール以上とする。 2 １地区当たりの総事業費が、５０ 万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満 たしていること。
	降灰地域 野 菜 安定対策	農業協同組合 市町村 農業者団体	この事業は、野菜の降灰 等による被害を防止し、野 菜生産農家の経営安定を図 るため、次に掲げる施設等 の整備及びリースする事業 とする。 (1) 被覆施設 (2) 洗浄施設	1 受益面積は、おおむね３，０００ 平方メートル以上とする。 露地野菜を対象作物する洗浄施設 にあっては、おおむね１．５ヘクタ ール以上とする。 2 １地区当たりの総事業費が、５０ 万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満 たしていること。 4 ただし、国の財源を活用して被覆 施設の整備を実施する場合は、国が 定める要件を満たすものであること。

事業種目	事業細目	事業実施主体	事業の内容	採 択 基 準
	降灰地域 花 き 安定対策	農業協同組合 市町村 農業者団体	この事業は、花きの降灰被害の防止により花きの品質保持と生産の安定を図るため、次に掲げる施設等の整備及びリースする事業とする。 被覆施設	1 受益面積は、おおむね3,000平方メートル以上とする。 2 1地区当たりの総事業費が、50万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満たしていること。 4 ただし、国の財源を活用して実施する場合は、国が定める要件を満たすものであること。
	降灰地域 果 樹 安定対策	農業協同組合 市町村 農業者団体	この事業は、果樹の降灰被害の防止により果樹の品質保持と生産の安定を図るため、次に掲げる施設等の整備及びリースする事業とする。 被覆施設	1 受益面積は、おおむね3,000平方メートル以上とする。 2 1地区当たりの総事業費が、50万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満たしていること。 4 ただし、国の財源を活用して実施する場合は、国が定める要件を満たすものであること。
	降灰地域 飼料作物 確保対策	農業者団体	この事業は、降灰地域での粗飼料の年間平衡給与を図るため、次に掲げる機械、施設等を整備する事業とする。 (1) サ イ ロ (2) 乾 燥 施 設 (3) 飼料作物収穫調製用等機械施設	1 受益面積は、おおむね1.5ヘクタール以上とする。 2 1地区当たりの総事業費が、50万円以上であること。 3 その他知事が別に定める要件を満たしていること。

別表－3

活動火山周辺地域防災営農対策事業実施基準（実施要領第4の3の関係）

特認事業は、上記の別表－1から2までに掲げる事業のほかで、降灰による農作物の被害を防止し、または除去するため緊急に実施する必要がある、かつ、自力をもって行うことが困難な事業とする。